

平成 19 年度神奈川県障害者自立支援給付費等県費負担金の過大受領について

1 概要

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 25 年 3 月までは障害者自立支援法）」に基づく障害福祉サービス等について、その費用の一部を「神奈川県障害者自立支援給付費等県費負担金」として、県が負担しています。

平成 19 年度神奈川県障害者自立支援給付費等県費負担金（以下、「負担金」という。）について、今年度の会計検査院の指摘、指導をきっかけとして、横浜市、神奈川県で過去に遡り、自主点検をする中で、最終精算金額を誤って算定し、負担金を過大に受領していたことが 12 月下旬に判明しました。

このことに伴う神奈川県への返還額は 703,149 千円となる見込みです。

2 過大受領の経過

| | |
|---------------|---|
| 平成 20 年 5 月上旬 | 19 年度実績報告（県費）の取りまとめの際に集計を誤り、実績額を過大に報告した。 |
| 平成 21 年 3 月上旬 | 20 年 11 月に過大算定が判明し、県と調整の上、過大受領分を 20 年度の変更交付申請額から減じて、修正報告した。 |
| 平成 21 年 5 月下旬 | 20 年度実績報告の際に、21 年 3 月の修正報告を反映しない額で最終報告したため、過大受領となった。 |

3 原因

(1) 平成 20 年 5 月上旬の誤りについて

19 年度の事業実績報告に際して、負担金の取りまとめ課が事業所管課に対して、実績額のデータの提出を求めました。それをもとに、取りまとめ課が実績報告書に入力する際に誤ってしまったため、実際の実績合計額と異なる金額で集計してしまったものです。

(参考：報告様式 (33 事業) のうち、関連する事業のみ抜粋)

| ①本来の報告額 | 単位: 千円 | ②誤った報告額 | 単位: 千円 |
|---------------------|------------|--------------------------------------|------------|
| | 実績額 | | 実績額 |
| 旧知的入所更生 | 2,650,740 | 旧知的入所更生 | 2,644,820 |
| 旧知的通所更生 | 936,772 | 旧知的通所更生 | 939,430 |
| 旧知的入所授産 | 84,844 | 旧知的入所授産 | 2,650,740 |
| 旧知的通所授産 | 686,813 | 旧知的通所授産 | 936,772 |
| 合計(その他29事業含む) | 16,076,352 | 合計(その他29事業含む) | 18,888,945 |
| ①合計と②合計の差 2,812,593 | | → 県費過大受領分 703,149 (①合計と②合計の差の1/4) | |

} 前回報告額

(2) 平成 21 年 5 月下旬の誤りについて

平成 21 年 3 月に本市と神奈川県とで協議し、過大に受領した分を差し引いて 20 年度変更交付申請を行ったことで、本市担当者が処理が終わったものと思い込み、変更交付申請の処理について、次の担当者への引き継ぎを行っていませんでした。

そのため、平成 21 年 5 月の 20 年度最終実績報告において、本来は変更報告時に差し引いた金額と同じ金額を差し引いて報告すべきところを、過大受領分を減じずに報告してしまいました。

また、実績報告の算定について責任職がチェックをすることができていませんでした。

4 再発防止策

- (1) 事業所管課と負担金取りまとめ課との相互チェックを徹底します。
- (2) 負担金取りまとめ課において、担当者が作成した書類を責任職を含め、複数体制でチェックを行います。

5 県費負担金の返還について

過大受領となっている県費負担金については、今後、神奈川県の手引に従い返還の手続きを進めます。

6 予算措置等について

返還金の予算措置については、財政局と調整中です。

7 利用者等への影響

このことにより、サービスを利用されている方々や事業者の皆様への影響はありません。